



2023 年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

通常枠

若年就労困難者のための包括的就労支援事業

～就労までの選択肢の拡充と就労定着に向けた仕組みづくり～

実行団体公募要領

2023 年 12 月

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

目次	
第Ⅰ編 公募について .....	3
1章 公募の趣旨 .....	3
01 休眠預金等交付金活用の趣旨 .....	3
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿 3F3F .....	4
03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則 4F4F .....	4
04 優先的に解決すべき社会の諸課題 .....	5
2章 助成対象となる事業 .....	5
01 本事業の趣旨 .....	5
02 助成方針 .....	6
03 助成対象事業 .....	7
04 助成金の構成 .....	10
3章 助成対象となる団体 .....	11
01 実行団体とその役割 .....	11
02 事業の評価 .....	11
03 申請資格要件 .....	12
04 申請時の注意事項 .....	13
4章 助成対象となる経費 .....	13
01 助成額の積算について .....	13
02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限 .....	14
第Ⅱ編 申請について .....	15
1章 申請手続き .....	15
01 公募期間・スケジュール .....	15
02 申請方法 .....	15
03 申請に必要な書類 .....	16
04 公募説明会・個別相談の実施 .....	17
2章 審査結果の通知等 .....	18
01 審査結果の通知方法 .....	18
02 審査結果の情報公開 .....	18
3章 審査について .....	18
01 選定基準等 .....	18
02 優先的に選定される団体 .....	19
03 その他の審査における着眼点 .....	20
第Ⅲ編 選定から助成終了まで .....	21
1章 助成事業の流れ .....	21
01 助成期間中の主な流れ .....	21
02 選定から資金提供契約まで .....	21
03 資金提供契約及びその要点 .....	22
04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保 .....	24
05 会計監査の実施 .....	24
2章 その他 .....	24
01 個人情報の取り扱いについて .....	24
お問い合わせ先 .....	24
別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料 .....	25
別添2：コンソーシアムでの申請 .....	27

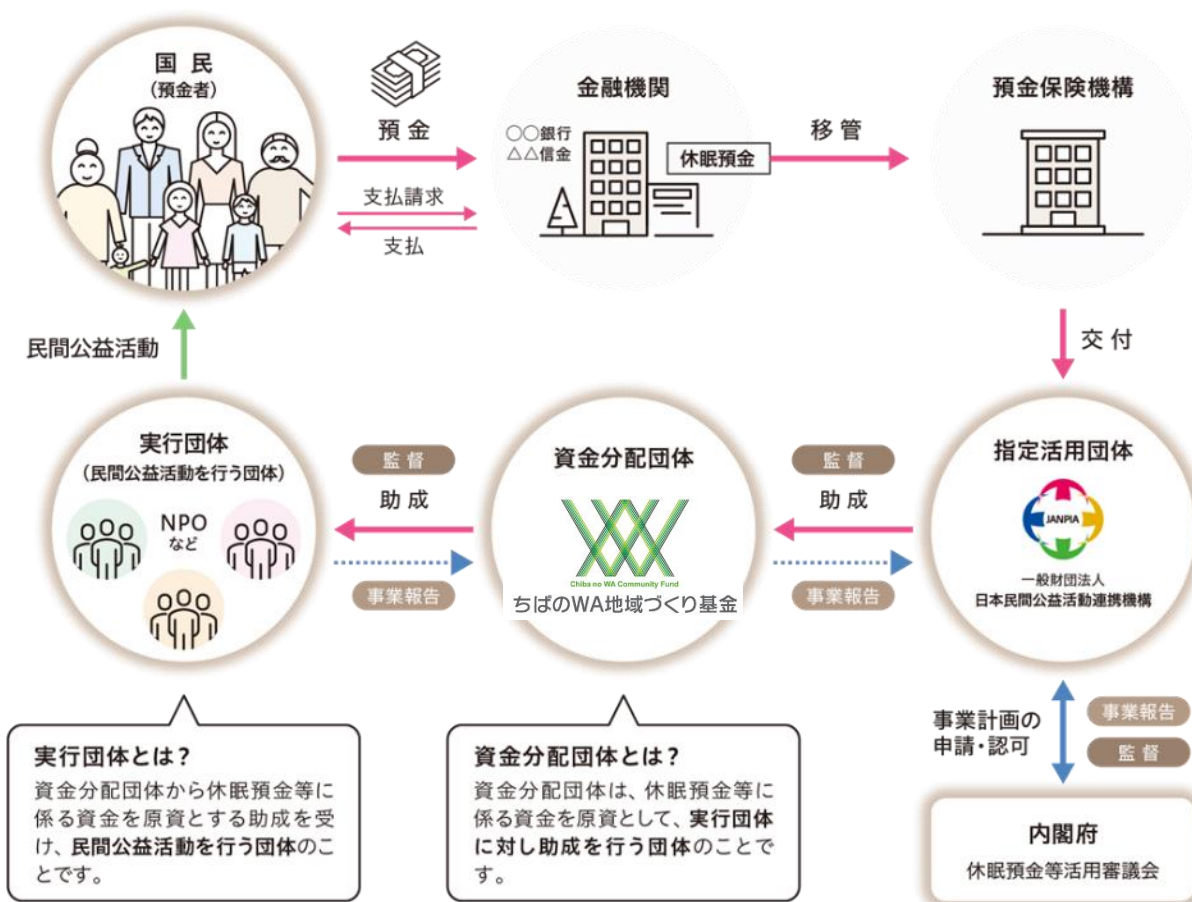
# 第1編 公募について

## 1章 公募の趣旨

### 01 休眠預金等交付金活用の趣旨

本助成事業は、休眠預金等交付金に係る資金を活用した事業（以下「休眠預金等活用事業」という）として行う事業です。

休眠預金等の活用の流れ



我が国においては、人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号、平成30年1月

1日施行)」（以下「法」という。）<sup>1</sup>に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構<sup>2</sup>（以下「JANPIA」という。）は同法に基づく指定活用団体として民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体を公募し、当団体が採択されました。

## 02 休眠預金等交付金に係る資金の活用によりめざす姿<sup>3</sup>

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は下記2点です。

- ① 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- ② 民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで下記のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 資金分配団体や実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点をおいています。

## 03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則<sup>4</sup>

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成30年3月30日内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体等は業務を遂行することが求められます。基本原則は下記の9項目から構成されています。

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

<sup>1</sup> [民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料](#)

<sup>2</sup> [一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、JANPIAの10項目のミッションと7項目のバリュー](#)

<sup>3</sup> [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P3~4](#)

<sup>4</sup> [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P5~8](#)

## 04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

- (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
  - ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
  - ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
  - ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
- (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
  - ④ 働くことが困難な人への支援
  - ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
  - ⑥ 女性の経済的自立への支援
- (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
  - ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
  - ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記のうち、本公募により助成する民間公益活動では、以下を対象にしています。

- (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
  - ④働くことが困難な人への支援
  - ⑤孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

申請団体は、事業を提案するにあたり上記の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。また、上記の活動以外で、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され、優先して取り組むべき事項と考えられるものについても、その解決策、事業目標に関する提案が可能です。

## 2章 助成対象となる事業

---

### 01 本事業の趣旨

様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、ひきこもり状態が長期化する人は、将来的に親の死亡や施設入所等によりそれまでの生活が一変し生活困窮に陥るリスクが高く、8050 問題として顕在化しています。内閣府の調査（2021）では15～39歳の若年無業者は全国に75万人で、15～39歳人口に占める割合は2.3%、2000

年の 1.3%から上昇傾向にあります。千葉県には人口換算で約 37,500 人の若年無業者がいるとされています。こういった状況に対応しようと公的制度による就労支援事業は拡充されてきています。

当財団では、これまで助成事業を通して様々な背景をもつ若者の自立支援の充実を図ってきた中で、働きたい意欲はあるもののすぐに就労につながり難い人、制度の対象にならない人、従来の就労支援の形態に適応しない人などへの情報提供や段階的な支援が不足している現状がわかってきました。これは制度の充実だけでは解決しない問題であり、さらに個々の支援機関だけが抱える問題ではないのではないかと考えるに至りました。

そこで本事業では、従来の就労支援の枠組みから漏れ落ちる 15 歳頃～39 歳頃の若年就労困難者に対する包括的な就労支援として①就労に至るまでの選択肢の拡充、②就労定着に向けた体制づくり、③社会資源を有効活用する仕組みづくりを実施します。加えて包括的な就労支援体制を構築していくためには、コーディネーターの役割が重要であるため、当財団の非資金的支援として人材育成、属人的にならないためのツールの構築を行っていきます。

これら一連の事業を通じ、事業対象地域において働きづらさを抱えた若者が、自分に合った働き方や仕事を選択でき、地域社会の繋がりや関係をつくりながら自立し、豊かで安心できる暮らしが送れる地域社会を共に目指します。

## 02 助成方針

### ① 助成額

実行団体に対する助成額は、JANPIA から資金分配団体に支払われた助成金額の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。

### ② 助成期間

資金分配団体である当団体（以下、「当団体」という。）は、最長 3 年間、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、原則として最長で 2027 年 2 月末までとし、別途資金提供契約（資金分配団体と実行団体が締結する契約）に定めることとします。

### ③ 助成金の支払い

助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。

### ④ 自己資金の確保

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、事業に係る経費の 20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である 80%以下にさせていただきます。

### ⑤ 管理的経費

実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大 15%とします。

⑥ 人件費

総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅または平均値)を特記して Web サイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします。

⑦ リスク管理

期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。

### 03 助成対象事業

本助成事業の概要は以下の通りとなります。

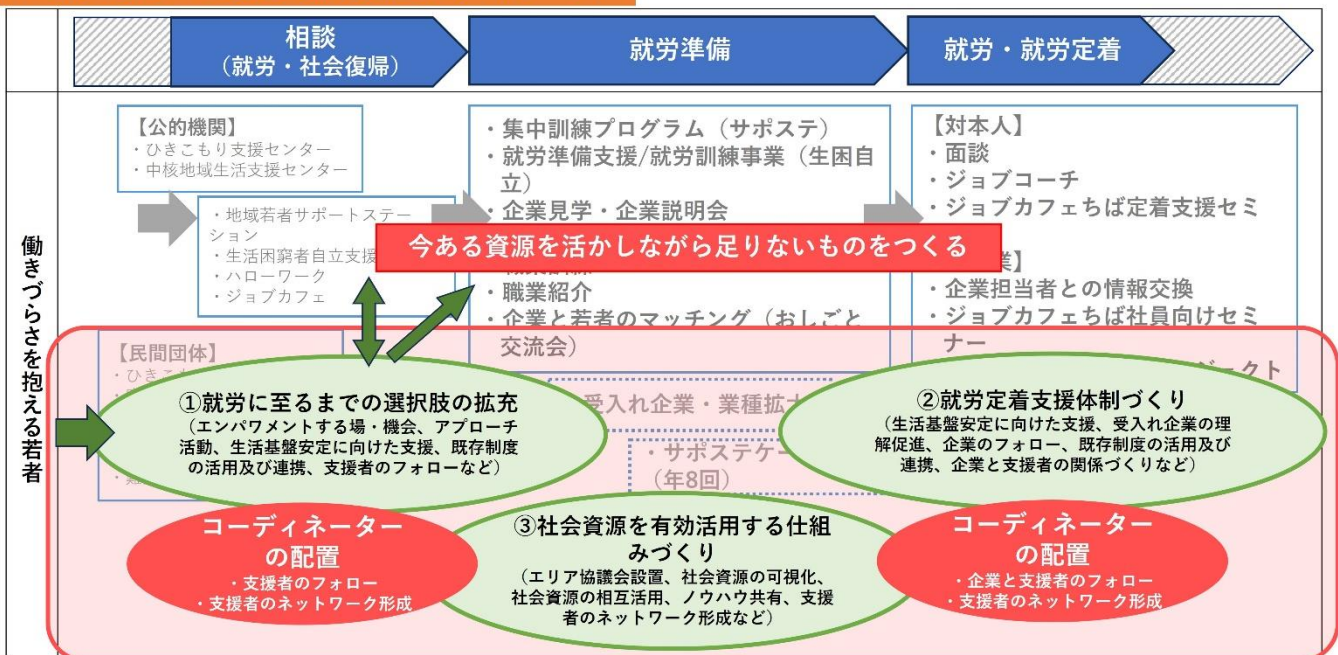
事業名	若年就労困難者のための包括的就労支援事業 ～就労までの選択肢の拡充と就労定着に向けた仕組みづくり～
事業種別	草の根活動支援事業
解決すべき社会の諸課題	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 ④働くことが困難な人への支援 ⑤孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
本事業にて解決を目指す社会課題	内閣府の調査(2021)では15～39歳の若年無業者は全国に75万人で、15～39歳人口に占める割合は2.3%、2000年の1.3%から上昇傾向にあります。千葉県には人口換算で約37,500人の若年無業者がいるとされています。 既存の就労支援の形態は大きく分けて相談、訓練、就労という枠組みで設計されているため、メンタルダウン経験者や発達障害ボーダー層など働きづらさを抱えた若者が就労に至るまでの多様な選択肢やエンパワメントする場や機会が不足、就労支援の窓口につなげていない方へのアプローチも不足しています。 また就職実現後も本人や受入れ先の状況に応じたフォローアップが必要ですが、支援者と受け入れ先との関係性が築けていないために支援が途切れ、やり直しや定着に結び付かない、支援機関の人手不足により他機関との情報の共有、資源の相互活用、連携が不足し、ノウハウや選択肢が増えていかないという課題もあります。 これらは制度の充実だけでは解決しない問題であり、さらに個々の支援機関だけが抱える問題ではないと考えます。 以上のことから、従来の「就労支援」の枠組みから漏れ落ちる15歳頃～39歳頃の若年就労困難者に対する包括的な就労支援①就労に至るまでの選択肢の拡充、②就労定着に向けた体制づくり、③社会資源を有効活用する仕組みづくりが必要と言えます。

長期アウトカム／事業終了 10年後に目指す状態	働きづらさを抱えた若者が、自分に合った働き方や仕事が選択でき、地域社会のつながりや関係をつくりながら自立し、豊かで安心できる暮らしが送れる地域社会となっている。
事業終了時点で目指す状態	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 若年就労困難者が希望する仕事、働き方での就労機会を獲得している。</li> <li>2. 多様な主体（企業・団体）による就労定着支援の仕組みができています。</li> <li>3. 社会資源の相互活用ができる仕組みができています。</li> <li>4. 実行団体が自ら組織基盤強化を図り、持続可能な事業運営ができています。</li> <li>5. 実行団体の事業が既存の仕組みの補完となり、連携できる環境が整っている。</li> </ol>
実行団体に期待する活動概要	<p>本事業では、①～④の活動を想定しており、すべて、もしくは【①③④／②③④】についてコーディネーターを配置して実施していただきます。</p> <p>①就労に至るまでの選択肢の拡充 （エンパワメントする場・機会を提供する活動、アプローチ活動、生活基盤安定に向けた支援、既存制度の活用及び連携、支援者のフォローなど就労に至るまでの選択肢拡充を図る活動）</p> <p>②就労定着に向けた体制づくり （生活基盤安定に向けた支援、受入れ企業の理解促進、企業のフォロー、既存制度の活用及び連携、企業と支援者の関係づくりなど就労定着を図る活動）</p> <p>③社会資源を有効活用する仕組みづくり （実行団体を中心にエリア協議会を構成し、社会資源の可視化と相互活用、ノウハウ共有を目的とした情報共有、支援者のネットワーク形成を実施する活動）</p> <p>④組織基盤強化の活動 （持続可能な事業運営ができるように組織体制の整備や人材育成、資金調達等を行う活動）</p>
当財団が実行団体に対し予定している伴走支援内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>①事業運営／実施の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター育成支援、ツール構築支援（WS）</li> </ul> </li> <li>②実行団体の組織基盤強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体が社会から信頼される体制を整えるための活動（ガバナンス、広報、資金調達等に関する研修会、支援者管理等の支援）</li> </ul> </li> <li>③包括的就労支援のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なステークホルダーが認知・理解向上に向けた活動（メディア発信）</li> <li>・多様なステークホルダーが参画できる環境を整える活動（エリア協議会発起支援、合同交流会の実施）</li> </ul> </li> </ol>
事業期間	2024年4月～2027年2月 ※公募の状況や選定後の契約に係る手続き次第で開始時期が前後する場合あり。
採択予定実行団体数	4団体
総事業費	1億2,000万円＋評価関連経費600万円

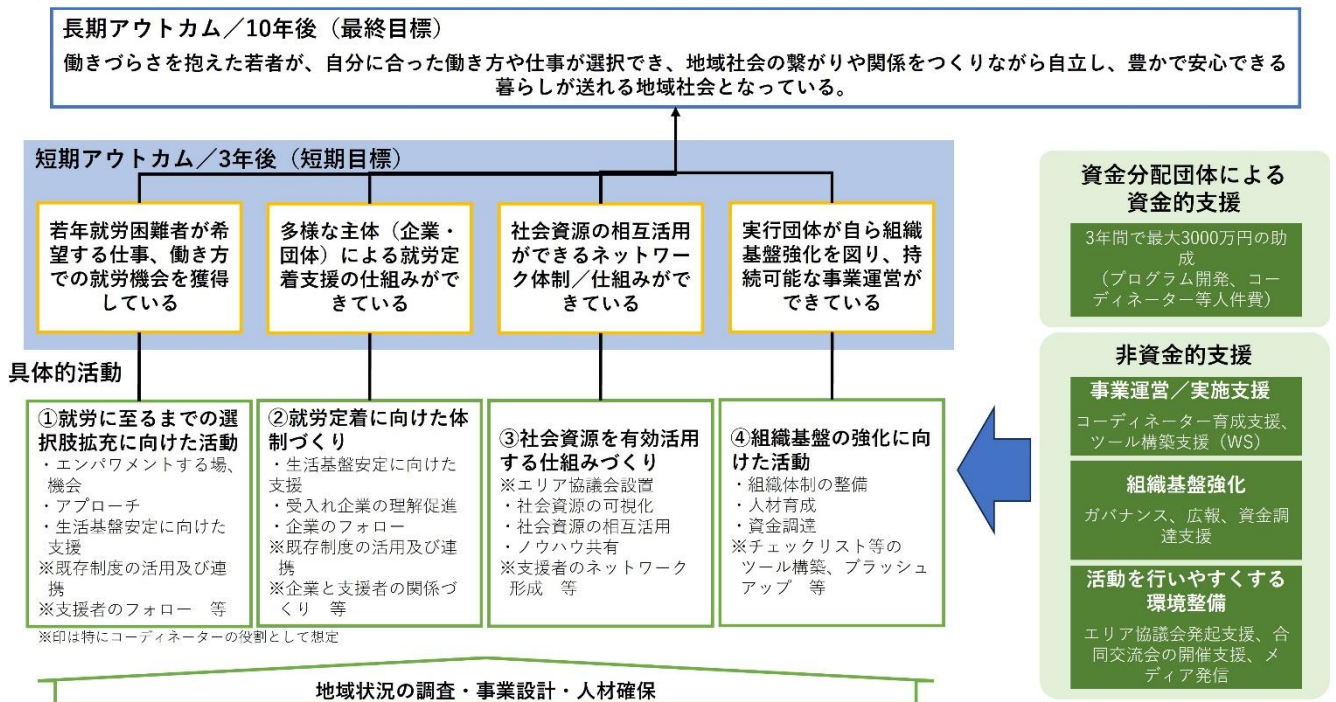


1 団体あたりの助成額	上限 3,000 万円（3 年間の合計）※補助率原則 80%以下 + 評価関連経費は助成額の 5% 以内
対象となる団体	<p>15 歳頃から 39 歳頃で様々な要因で無業状態、働きづらさを抱えた若者への支援実績があり、本事業が目指す若者の就労・定着支援、多様な主体による支援の仕組みづくりを実施できる団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の就労を支援する団体</li> <li>・ひきこもり支援団体</li> <li>・外国ルーツをもつ人を支援する団体</li> <li>・刑余者の社会復帰を支援する団体</li> <li>・社会的養護アフターケア団体 等</li> </ul> <p>※本趣旨に沿えば、法人格の種類は問いません。 ※複数団体でのコンソーシアム申請も可能です。</p> <p>なお、以下も確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のアウトカムを把握し、休眠預金等活用事業の趣旨を理解して取り組める団体であること。</li> <li>・休眠預金等活用事業に参画することで求められる各種の資料整備、情報公開に関し、内容を理解して対応できる団体であること。</li> <li>・「第 1 編 3 章 助成対象となる団体」「別添 1」「別添 2」に記載の事項。</li> </ul>
対象地域	千葉県

本事業が想定する包括的な就労支援体制（イメージ）



## 事業設計（ロジックモデル）



## 04 助成金の構成

当団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」(A)、②評価関連経費(C)から構成されます。

[総事業費の概念図]

C 評価関連経費	A 助成額		B 自己資金や民間資金等
	A に対して 5%以下	直接事業費 A に対して 85%以上 <span style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;">           管理的経費 A に対して 15%以下         </span>	

総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費 (A + B + C) から評価関連経費 (C) を除いた事業に係る経費 (A + B) を 100%とした時、助成額 (A) は 80%以下、自己資金や民間資金 (B) は 20%以上となります。
- 補助率 = 助成額 (A) ÷ 事業に係る経費 (A + B)  
助成額(A)の内訳については直接事業費 85%以上、管理的経費が 15%以下となります。  
※評価関連経費の例：評価の伴走支援委託費、交通費等

### 3章 助成対象となる団体

---

#### 01 実行団体とその役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- ③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- ⑤ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体から JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

#### 02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために事業実施においては、事前に達成すべき成果を明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。休眠預金制度における社会的インパクト評価の目的は次のとおりです。

- 資金活用の成果の情報発信を積極的に行うことで広く国民の理解を得ること（所期の成果をあげていることを伝え説明責任を果たす）
- 評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、効果的、効率的に行うこと（評価を活用した計画・進捗管理）。
- 厳正な評価を実施することで、事業の質の向上、独創的で革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等（事業に対する理解を得て、支援者の輪が広がるなど）を促すこと。

上記の目的を達成するため、評価は事業の実施段階に応じて次のとおり行います。

- 事前評価：事業開始時に実施する評価
- 中間評価：複数年度にわたる事業の進捗状況を把握する評価

- 事後評価：事業の終了時に成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行う評価
- 追跡評価<sup>5</sup>：課題の解決に時間の要する事業の場合に資金の活用後しばらく経過した後、事業の副次的効果や波及効果等を把握する評価

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「休眠預金活用における社会的インパクト評価」をご確認ください。

※資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。

※評価に関する事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないように留意します。

### 03 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体については、法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。申請事業の運営上の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合は、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は別添 2をご確認ください。

ただし、上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体

---

<sup>5</sup> 必要に応じて実施する場合があります

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(イ) 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人

## 04 申請時の注意事項

- 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。
- 今回申請する事業と、既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。
- 資金分配団体と申請団体との役員の兼職を不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後6か月間は、当該団体による実行団体への公募申請はできないものとします。

## 4章 助成対象となる経費

---

### 01 助成額の積算について

資金計画書作成の際の助成金の積算については、別途詳細を定める「積算の手引き」を参照してください。なお、下記の点については十分留意のうえ積算を行ってください。

- 対象経費  
対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費のみとします。
- 事業年度  
本事業の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。
- 会計科目  
資金計画書等は、原則、申請団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。
- 算出根拠  
各費目は、単価および数量等の算出根拠を示す必要があります。「謝金」、「賃金」等は、団体の規程に定めがある場合は、当該規定に準拠してください。
- 人件費水準  
人件費水準が社会通念上妥当と認められない場合には、調整する場合があります。

- 不動産の取扱い

土地の購入は助成の対象外とし、助成の対象は賃貸のみとします。建物は賃貸を原則とします。建物の購入又は新築は、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り JANPIA と資金分配団体の事前の承諾を得たうえで特例として認めることとします。建物の購入又は新築価格の経済的合理性を確保する観点から、JANPIA が不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の 80% を上限に助成します<sup>6</sup>。

- 対象経費の確定

対象となる経費は、資金分配団体及び実行団体それぞれの間の個別の資金提供契約における資金計画書の確定をもって最終決定されるものとします。

## 02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- ① 実行団体が資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。
- ② 本事業の実施により取得し、または効用の増加した財産を事業計画書に定める事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（処分等）を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、資金分配団体はその全部又は一部の返還を求めることができ、実行団体はこれに応じるものとします。
- ③ 実行団体は、本事業の実施により取得した、又は効用の増加した財産を、助成期間中及び事業終了後 5 年間<sup>7</sup>（建物については、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の間<sup>8</sup>）は、善良な管理者の注意を持って管理を行ってください。また、財産は固定資産台帳その他本財産につき善良な管理者の注意をもって管理を行うために必要な書類を備えて本財産を管理してください。

---

<sup>6</sup> 建物を購入又は新築する事業を計画する場合は、申請前に資金分配団体にご相談ください。

<sup>7</sup> 本事業完了日の属する事業年度の終了後 5 年間。本事業完了日の属する事業年度の終了時点で、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の残りの期間が 5 年以内のものについては、その残りの期間に相当する期間となります。

<sup>8</sup> 法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の間に事業を終了する場合には、財産価値相当分の返還を求めるとします。

---

## 第Ⅱ編 申請について

---

### 1章 申請手続き

---

#### 01 公募期間・スケジュール

公募要領公開（WEB サイト等）	12月15日（金）
公募説明会の開催	12月～2月上旬、県内5か所およびオンラインでの説明会 ①12/25（月）オンライン ②1/11（木）袖ヶ浦市 ③1/16（火）市川市 ④1/19（金）柏市 ⑤1/25（木）成田市 ⑥1/30（火）千葉市 ⑦2/2（金）オンライン  ※詳細は「第Ⅱ編1章 04 公募説明会・個別相談の実施」をご覧ください。
公募締め切り	2024年2月29日（木）17時
実行団体の審査	事前ヒアリング 2024年3月4日（月）～14日（木） 面接審査 2024年3月下旬
内定通知、実行団体決定、契約締結	2024年4月上旬～中旬
助成事業開始	2024年4月中旬以降

#### 02 申請方法

弊財団ホームページの実行団体公募ページから、下記に示す申請に必要な書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、[grant@chibanowafund.org](mailto:grant@chibanowafund.org) までメールにてご送付ください。

なお、押印が必要な書類については弊財団までご郵送ください（締切日消印有効）。

※申請書類を受領後、翌日までに受領完了メールを送信いたします。

実行団体公募ページ：[https://chibanowafund.org/news/grant/koubo\\_20231215.html](https://chibanowafund.org/news/grant/koubo_20231215.html)

### 03 申請に必要な書類

申請は、下記の書類に申請内容を記載いただきます<sup>9</sup>。

分類	申請書類	提出形式	単独申請	コンソーシアム申請		備考
				幹事団体	構成団体 <sup>10</sup>	
申請事業ごとに提出する書類	様式 1 助成申請書	PDF	●	●		※登録印の押印が必要
	様式 2 事業計画書	Excel	●	●		
	様式 3 資金計画書等	Excel	●	●		
	その他（計画の別添等）	PDF	任意	任意	任意	
	自己資金に関する申請	WORD	●	●		※該当する団体のみ提出
	様式 4 コンソーシアムに関する誓約書	PDF		●		※幹事団体取りまとめのうえ提出
団体ごとに提出する申請書類	様式 5 団体情報	Excel	●	●	●	
	様式 6 役員名簿	Excel	●	●	●	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途資金分配団体に提出
	様式 7 ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書	Excel	●	●	●	ガバナンス・コンプライアンス体制については、別添 1 参照
	定款	PDF	●	●	●	
	登記事項証明書（全部事項証明書）	PDF	●	●		※発行日から 3 ヶ月以内の写し
	事業報告書	PDF	●	●		※過去 3 年分。設立から 3 年未満の団体は提出可能期間分のみ提出
	決算報告書類	貸借対照表	PDF	●	●	
損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）		PDF	●	●		
監事及び会計監査人による監査報告書 <sup>11</sup>		PDF	●	●		

<sup>9</sup> 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

<sup>10</sup> 詳細は別添 2 コンソーシアムでの申請参照

<sup>11</sup> 監事及び会計監査人による監査を受けている場合



## 04 公募説明会・個別相談の実施

※申請する団体は、公募説明会の参加と個別相談の実施を必須とさせていただきます。

### <公募説明会>

#### (1) 日時・会場

- ①12/25 (月) 説明会：15:00～16:00 会場：オンライン
- ②1/11 (木) 説明会：13:30～14:30 個別相談会：14:30～16:30  
会場：GAULAB (袖ヶ浦市奈良輪 336)
- ③1/16 (火) 説明会：13:30～14:30 個別相談会：14:30～16:30  
会場：I-link ルーム 1 (市川市市川南 1-1-1 ザ タワーズイースト 3 階)
- ④1/19 (金) 説明会：15:30～16:30 個別相談会：16:30～17:30  
会場：パレット柏ミーティングルーム C (柏市柏 1-7-1-301DayOne タワー3 階)
- ⑤1/25 (木) 説明会：13:30～14:30 個別相談会：14:30～16:30  
会場：ヤワタホーム・ガーデンピオン成田 (成田市並木町 221-568)
- ⑥1/30 (火) 説明会：13:30～14:30 個別相談会：14:30～16:30  
会場：千葉市生涯学習センター研修室 2 (千葉市中央区弁天 3-7-7)
- ⑦2/2 (金) 説明会：15:00～16:00 会場：オンライン

#### (2) 内容

休眠預金制度の概要、公募についての概要説明、質疑応答

#### (3) 申し込み方法

下記のフォームよりお申込みください。

オンライン説明会にお申込みの方には受付終了後、ZoomURL をお送りします。

説明会終了後の個別相談は申し込み先着順 4 団体 (1 団体 30 分) とさせていただきます。

申込みは開催日前々日の 16 時までをお願いします。

#### (4) 申し込みフォーム

<https://forms.office.com/r/hmTrAssYg8>

### <個別相談>

#### (1) 日時

2024 年 1 月 15 日 (月) ～2 月 15 日 (木) までの平日 10 時から 17 時までで個別相談を行います。相談時間は最大 1 時間です。ご希望の日時をお申込みください。

#### (2) 内容

申請にあたっての疑問、質問事項などを解消

#### (3) 実施方法

対面もしくはオンライン (Zoom) にて実施

※対面の場合の場所：弊財団事務所 (千葉市中央区春日 1-20-15 篠原ビル 301・JR 西千葉駅より徒歩 3 分)

#### (4) 申し込み方法

下記のフォームよりお申込みください。

オンラインご希望の方には受付終了後、ZoomURL をお送りします。

申込みはご希望日前々日の 16 時までをお願いします。

(5) 申し込みフォーム

<https://forms.office.com/r/znM5v7NAJ1>

## 2章 審査結果の通知等

---

### 01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し文書で通知します。

### 02 審査結果の情報公開

休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。

したがって、募集終了時に公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を当団体の Web サイト上で広く一般に公表します。さらに、審査結果確定時に選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を当団体の Web サイト上で同様に公表します。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続して公表します。

また、上記に関しては情報公開同意書（助成申請書に記載がある。）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

## 3章 審査について

---

### 01 選定基準等

実行団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか、また、適切な資金管理とそれを実現する体制（経理会計能力等）があるか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、解決したい社会課題に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か、また、当該地域、当該分野の活動実績があるか
継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か

先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながる事が期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等との峻別

申請資格要件に関連して、申請事業については、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

〈想定される不適切な事例〉

（例１）主として団体の政治活動や宗教活動等に要する人件費、整備備品費その他の経費を本事業の経費として助成金を充当（流用）するケース

（例２）休眠預金等活用事業により購入した物品や機材等を団体の政治活動や宗教活動等で使用するケースや他の団体が行う政治活動や宗教活動等に使用させるケース

（例３）休眠預金等活用事業により役務提供を受けている受益者を団体の政治活動や宗教活動等に参加させるため執拗な勧誘を行うケース

- 他の助成金

国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない、かつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します<sup>12</sup>。なお、他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について実行団体として助成等を受けることは可能とします。

- 事業対象

既存の助成財団等が申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該財団への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。

- 不選定の損害等

審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害および本制度にかかる法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

## 02 優先的に選定される団体

実行団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意した対応の観点から、特定の地域に偏らない

<sup>12</sup> 詳細は「[休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について](#)」をご参照ください。

ように配慮するとともに、分野について配慮します。また、優先的に解決すべき社会の諸課題の分析及びその解決の取り組みにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮する。さらに、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。

### 03 その他の審査における着眼点

以下の着眼点に即して審査を実施します。

- ① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を実行団体に選定しないこと

※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。

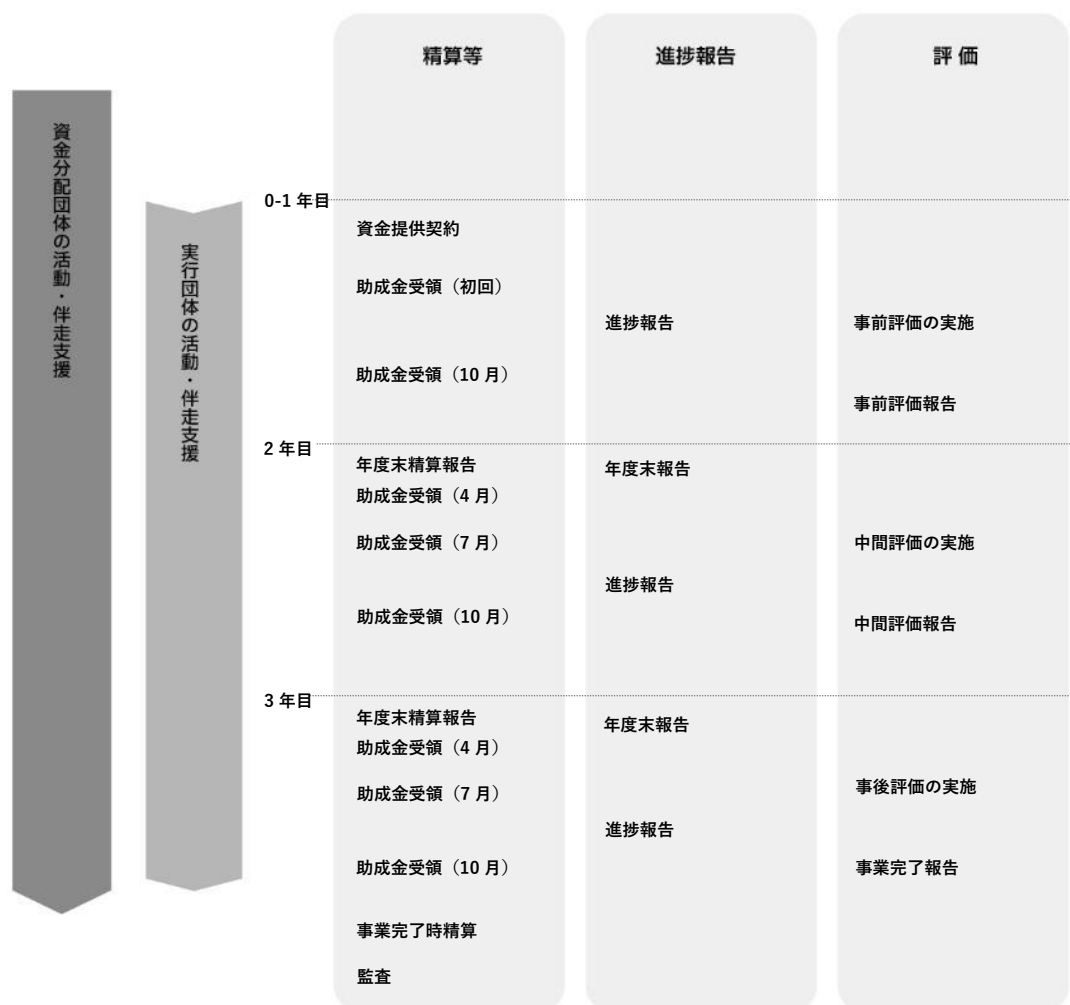
- 資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため原則として当該団体を実行団体に選定することを避けるべきであり、資金分配団体、実行団体いずれかの役員を辞職していただくのが原則です。
  - 実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。
- ② 事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えていること
  - ③ ガバナンス・コンプライアンス体制等については、資金分配団体が整備等を行うガバナンス・コンプライアンス体制等に準じた体制を目指していること

## 第III編 選定から助成終了まで

### 1章 助成事業の流れ

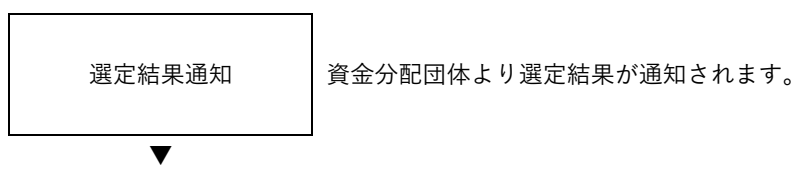
#### 01 助成期間中の主な流れ

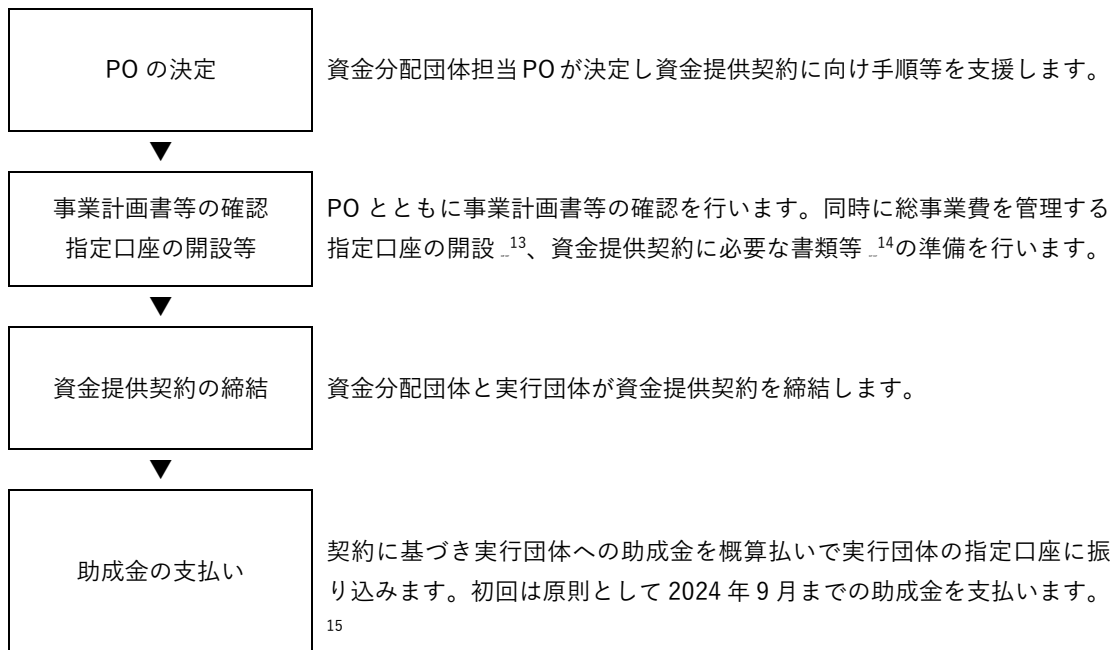
実行団体の助成期間中の主な流れは次の通りです。（例：3年事業の場合）



#### 02 選定から資金提供契約まで

採択が決定してから資金提供契約締結による事業開始までの主な流れは次のとおりです。





### 03 資金提供契約及びその要点

資金提供契約は、助成事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の資金提供契約書により行います。原則、この資金提供契約は変更できません。以下、資金提供契約の要点を記載します。詳細については資金提供契約（ひな型）をご参照ください。

#### ① 進捗管理、各種報告

資金分配団体は実行団体の進捗管理を行います。原則として毎月 1 回以上、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、実行団体は、資金提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として 6 か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業と収支の報告を行います。

#### ② ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

実行団体は、不正行為、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行います。また、総事業費の不正使用、違法行為等が疑われる場合には、直ちに資金分配団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、実行団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について資金分配団体に報告し公表することとします。

<sup>13</sup> 総事業費を一元的に管理するため、本事業の総事業費のみを管理するための指定口座を開設します。なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座を開設してください。通帳がない口座については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。休眠預金事業では、総事業費は指定口座でのみ管理します。また、総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、本総事業費は運用しないでください。

<sup>14</sup> 印鑑証明書、現在事項全部証明書（取得から 3 ヶ月以内のもの）、指定口座の通帳コピー等。

<sup>15</sup> 詳細は「積算の手引き」をご参照ください。

③ 実行団体の選定及び監督

資金分配団体は、実行団体の選定にあたっては、実行団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、資金分配団体と実行団体は資金提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

④ 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施にあたっては、事前に達成すべき成果を明示したうえで、その成果の達成度合いと重視した「社会的インパクト評価」を実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。

⑤ シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク<sup>16</sup>を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

⑥ 情報公開

資金分配団体は、実行団体の公募にあたって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します<sup>17</sup>。また、実行団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体の WEB サイトで一般に公表します。なお、JANPIA は、資金分配団体及び実行団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします<sup>18</sup>。

⑦ 選定の取り消し

資金分配団体は、実行団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取り消し、事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。実行団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体の選定に申請することができません。

- 助成金の活用による助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等または資金提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

⑧ 規程類の整備・公開

実行団体の規程類が資金分配団体と実行団体間で定めた期限内に公開されない場合、資金分配団体は実行団体の規程が公開されない理由を確認のうえ、事業の実施期間中においては実行団体への助成額の全部若しくは一部の支払いを留保できるものとし、事業終了後においては期限までに規程を整備公開しなかった事実を今後の休眠預金等に係る資

<sup>16</sup> [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程、手引き等](#)

<sup>17</sup> 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を当該資金分配団体の WEB サイトで少なくとも助成期間が終了するまで一般に公表します。

<sup>18</sup> これらの事業の情報に関して JANPIA は、資金分配団体および実行団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

金の活用に関する事業の公募申請審査において実行団体の評価における減点要素にすることができるものとする。

JANPIA 及び資金分配団体は実行団体において整備された規程の運用状況について本事業終了後1年後を目途に調査できるものとし、実行団体はこれに協力するものとする。

#### 04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、実行団体に対し以下の措置を講ずることとします。

- ① 実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出
- ② 資金分配団体の職員または指定する第三者に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業及び財産の状況に関する質問、帳簿書類その他の物件の検査をすること
- ③ 事業の公正かつ的確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置

#### 05 会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査または外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

## 2章 その他

---

### 01 個人情報の取り扱いについて

全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が起こらないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。また個人情報を外部に委託する場合は、守秘義務契約を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

### お問い合わせ先

---

[資金分配団体名] 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（担当：志村・大村）

[住所] 〒260-0033 千葉市中央区春日1丁目20-15 篠原ビル301

[連絡先] TEL：043-239-5335（平日9:30～17:30）

[Email] [grant@chibanowafund.org](mailto:grant@chibanowafund.org)



## 別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役員等々に周知されている状態を目指します。

ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項	実行団体整義務
①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項	
社員総会・評議員会の運営に関すること	◎
理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要	◎
理事会の運営に関すること	◎
経理に関すること	◎
コンプライアンスに関すること ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置	○
内部通報者保護に関すること ※自団体で整備困難な場合、JANPIAのヘルプライン窓口を活用可能です	○
②事業実施期間中に、段階的にお取り組みいただく事項	
利益相反防止に関すること	△
倫理に関すること	△
理事の職務権限に関すること	△
監事の監査に関すること	△
組織（事務局）に関すること	△
文書管理に関すること	△
情報公開に関すること	△
リスク管理に関すること	△
役員及び評議員の報酬等に関すること	△
職員の給与等に関すること	△

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

※ 考慮される団体の特性

- ・ 助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）

- 専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- 団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- 団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

## 別添2：コンソーシアムでの申請

---

申請事業の運営の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- ① コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- ② 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書「実施体制」に記入してください。
- ③ その他申請書類については、『03 申請に必要な書類』を参照してください。
- ④ 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。

### [定める内容]

構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIAの内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等

- ⑤ 「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- ⑥ 当該協定書の副本は参考資料として資金分配団体との資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。
- ⑦ 各構成団体で、自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要となる意思決定や進捗管理等に必要となるルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。